

社長として「入れるべき」生命保険とは

【法人の場合】

- ◆従業員の保険はすべてOK!
- ◆しかも、1/2特例もOK!
- ◆もちろん、自分もOK

【個人事業主の場合】

- ◆従業員の保険はすべてOK!
- ◆しかも、1/2特例もOK!
- ◆専従者もOK!

◆ただし、自分のはプライベート扱い

それでは、社長として入れておかなければいけない保険とは、具体的にどんなものでしょうか。中小企業の経営は社長の器で持っているといいましたが、もちろん、それを支えてくれるのは、そこで働いている従業員の方々です。

しかし、中小企業の場合、なかなか従業員の方の退職金を積み立てて準備するところまでは、資金がまわらないことが多いようです。ここで、会社の資金で従業員の方を生命保険に入れておけば、万が一死亡というようなことが起こっても、その生命保険金を使って遺族の方に支払う死亡退職金の財源にすることができます。

一般に、従業員に対して定期保険を掛けるような場合は、法人組織でも個人事業でも、損金(必要経費)として認められます。

ここで注意していただきたいのは、社長が入る定期保険は法人組織であれば、会社の資金で支払い損金として経理処理されますが、個人商店の店主が入る場合は個人的支出として必要経費にならないということです。

また、法人でも個人でも、養老保険に加入した場合は、本来は貯蓄として処理されますが、福利厚生を目的として一定の要件のもと、全員加入型のものに加入した場合は、2分の1が損金(必要経費)扱いの経理処理ができる特例があります。つまり、100万円貯蓄するけれども、50万円経費にしても良いという特例です。

さらに、個人商店が、家族従業員である専従者を生命保険に加入させる場合、原則的には店主と同様に必要経費になりませんが、他の従業員と同じ基準で同じ生命保険に加入させる場合は、必要経費にして良いということになっています。

